

第76回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

開催日 令和4年2月8日（火）

1 議 題

- （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づくまん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

案

令和4年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づく
まん延防止等重点措置の公示を行うことに係る要請について

令和4年1月19日、新型コロナウイルス感染症対策本部長による「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」により、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、実施期間を1月21日から2月13日までとされた。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、飲食店を対象とした営業時間の短縮要請や本県が実施する第三者認証店に対するワクチン・検査パッケージ制度の登録・適用をはじめ、大規模施設に対する入場整理の徹底や高齢者施設等に対する検査の受検要請など総合的な感染防止対策を実施している。

他方、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者は未だ増加傾向が続き、医療への負荷が増している状況下において、国と県がより一層連携しながらオミクロン株の特性等を踏まえた感染防止対策を強化していく必要がある。

そこで、特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置期間の延長に係る公示を行うよう要請する。なお、期間については、3週間程度を要望する。